

特定非営利活動法人ミライビジネスいずも

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金 交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、特定非営利活動法人ミライビジネスいずも（以下「当法人」という。）が、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の目的）

第2条 補助金は、市内企業等が取り組む、IT・ICT・IoT・AI、ロボット等の活用による新事業展開を支援することで市内企業等の持続的成長、市内産業の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市内企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に定める中小企業者・小規模企業者で、出雲市内に本社、本店、支店、事業所、事務所のある企業及び個人事業主をいう。
- （2）新事業展開 市内企業等が、主たる業種を変更することなく、IT・ICT・IoT・AI、ロボット等の活用により、新たに取り組む事業（新たな製品を製造、又は新たな商品若しくはサービスを提供すること）のことをいう。

新事業展開の該当要件

本補助金の対象となる新事業展開とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

- ①IT・ICT・IoT・AI、ロボット等の活用により、事業構造転換や生産性向上を図る取組であり、他の市内企業等のモデルとなる先進的な事業であること。
- ②事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスが、市内企業等にとって、新規性を有するものであること。
- ③事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスの属する市場が、市内企業等にとって、新たな市場（既存事業において対象となっていないニーズ・属性（法人/個人、業種、性別・年齢、所得、行動特性等）を持つ顧客層を対象とする市場）であること。

（交付の対象者）

第4条 補助金交付の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- （1）市内企業等
- （2）出雲市税の滞納のない者
- （3）宗教的、政治的及び反社会的活動を目的としないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内企業等が主体的に計画し、直接実施する新事業展開事業とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の対象として認める経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に直接必要であり、事業期間内に支払われる経費とする。

- 2 補助金の上限及び補助率は、別表1のとおりとする。
- 3 補助対象経費は、別表2のとおりとする。ただし、別表2に掲げる補助対象経費であっても、国、県、市及びその他支援機関等から補助金を受けている経費は補助対象経費から除くものとする。
- 4 補助対象とならない経費は別表3のとおりとする。
- 5 前各項において、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助事業期間)

第7条 補助事業の対象となる期間は、交付決定の日から該当年度の3月31日までとする。

(交付の申請及び変更)

第8条 補助金の交付を受けて補助事業を実施しようとする者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる書類を、当法人理事長(以下「理事長」という。)が定める日までに、提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 理事長は、前条の申請書の提出があったときは、補助金の交付の適否及び補助金の額について審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式4号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 理事長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 理事長は、審査の結果、補助金の交付を行わないと決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業の内容変更又は経費の減額若しくは増額変更をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる書類を、当法人理事長に提出し、その承認

を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）
- (2) 変更（中止・廃止）事業計画書（様式第7号）
- (3) 変更収支予算書（様式第8号）

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、補助目的の達成に支障をきたすことのない事業計画の変更又は補助対象事業の経費の総額の20パーセント以内の減額の変更をいう。

3 第9条の規定は、第1項の承認をした場合に準用する。

（交付決定をしないことができる場合）

第11条 理事長は、第8条により申請した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条に規定する交付決定をしないことができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

（概算払）

第12条 理事長は、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む）は、補助事業の完了した日から起算して14日を経過した日又は当該年度の3月31日いずれか早い日までに次に掲げる書類を、当法人理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業報告書（様式第10号）
- (3) 収支決算書（様式第11号）
- (4) その他理事長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第14条 前条の規定による報告があった場合において、その内容の審査結果及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（様式12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 概算払いをするときを除き、補助事業者が当該補助事業を完了した後において補助金を

交付するものとする。

- 2 補助事業者は、第12条又は前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式13号）を理事長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、若しくは理事長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

3 第9条の規定は、前2項の取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第17条 理事長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し補助金返還通知書（様式第14号）により期限を定めてその返還を通知するものとする。

（加算金及び延滞金）

第18条 補助事業者は、前条第1項の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の最後の受領の日（当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を当法人に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を当法人に納付しなければならない。

3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が当該財産に係る補助金の全部に相当する金額を当法人に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して理事長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び主要な器具で理事長が定めるもの

(3) その他理事長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要であると認めて定めるもの

(書類の保存)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を備え、当該対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間整備保管しなければならない。

(調査等への協力義務)

第21条 補助事業者は、補助事業期間終了後、理事長が行う、本件に関する調査及び情報提供に協力するものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

補助金額上限	補助率
100万円	1 / 2 以内

別表 2 (第 6 条関係)

補助対象経費	補助対象経費の詳細
専門家経費	・補助事業のために依頼した専門家に支払われる経費 (旅費(実費)、謝金 等)
委託費	・補助事業実施に必要な業務委託費 ※新製品・サービスの開発に必要な加工・設計・製作等を外注 (請負、委託等) し、委託先に支払われる経費で、専門性・効率性の観点から妥当と認められるもの。
知的財産権等 関連経費	・補助事業実施に必要な知的財産権等 (意匠、商標、特許等) の取得に要する費用
システム構築費	・補助事業のために使用されるソフトウェア・情報システムの構築に要する経費
原材料費	・補助事業実施に必要な資材費等
印刷費	・チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費、会議資料印刷費等
広告宣伝費	・広告掲載・新聞折り込み費等
消耗品費	・事業に直接必要な物と量の消耗品 (消耗品の各単価は2万円以内とする。)
参加料	・研修会、講習会等に参加するため、主催者に支払う費用
使用料・賃借料	・補助事業実施に必要な会場使用料、機器等借上料、クラウドサービス利用料等
通信料	・補助事業実施に必要な、郵便料、宅配便代等
その他経費	上記以外に事業実施上、理事長が認めた必要な費用

別表 3

補助金額上限
①旅費のうち、日当、特別に付加された料金 (グリーン車、ビジネスクラス等)
②タクシー代、ガソリン代、高速道路料金等、自動車での移動に伴う旅費のうち、当該事業に関係のないもの及び経費の内訳が証明できないもの
③国、県及びその他支援機関から補助、助成、委託を受けている経費
④飲食費
⑤補助事業者に対する人件費や謝礼
⑥施設整備費、修繕費及び備品購入費
⑦補助事業者が管理又は所有する施設の会場使用料 (ただし、特別な事情があると認められる場合で理事長が必要と認めた額は除く。)
⑧補助事業者が仕入税額控除を行う場合の消費税及び地方消費税
⑨その他補助対象事業の実施に必要な経費として認められないもの

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金 交付申請書

年 月 日

特定非営利活動法人ミライビジネスいずも
理事長 様

住 所
申請者 企 業 名
代表者氏名

特定非営利活動法人ミライビジネスいずも新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金
補 助 事 業 名 称			
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容			
補 助 事 業 の 経 費 所 要 額			円
補 助 金 額			円
補 助 事 業 の 実 施 期 間（予 定）		年 月 日 ~ 年 月 日	
添 付 書 類		1 事業計画書（様式第2号） 2 事業収支予算書（様式第3号） 3 その他理事長が必要と認める書類	

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金 事業計画書

申請者	企業名			
	代表者	役職：	氏名：	
	連絡先	住所：	電話：	
事業名称				
事業期間 （予定）	開始：	令和	年（ ）	月 日
	終了：	令和	年（ ）	月 日
事業申請経緯 （現状・課題）				
申請事業内容				
期待できる効果				
事業実施 スケジュール	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金 収支予算書

[収入内訳]

(単位：円)

区 分	金 額
自己資金	
新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金	(a)
合 計	(b)

[支出内訳]

(単位：円)

経 費 区 分	積 算 明 細			金 額
	経 費 詳 細	数 量	単 価	
合 計				(b)
補 助 金 額				(a)

- (注) 1 収入合計と支出合計とが一致するように記入すること。
 2 補助金額は、経費区分ごとの補助対象経費の合計金額となる。
 ただし、上限額は100万円とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
 3 補助対象経費については、見積書等の積算根拠資料を添付すること。

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金 交付決定通知書

住 所
申請者 企 業 名
代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のありました補助金については、次のとおり決定しましたので、特定非営利活動法人ミライビジネスいずも新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

特定非営利活動法人

ミライビジネスいずも 理事長

印

交付決定年月日	年 月 日	交 付 番 号	年 度 第 号
補 助 金 名 称	新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金		
補 助 事 業 名 称			
補 助 金 額			
交 付 金 額			
交 付 金 額			
補 助 の 条 件	1 交付の目的以外に使用しないでください。 2 事業の内容の変更、予算の変更をする場合は、あらかじめ理事長の承認を受けてください。 3 事業を中止又は廃止する場合は、理事長の承認を受けてください。 4 事業を完了したときは、実績報告書を提出してください。 5 補助事業等により取得し又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けずに交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないでください。 6 経費の収支を明らかにした書類、帳簿を5年間整備しておいてください。 7 （事業別特記事項）		

上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で取下げをしてください。

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金 不交付決定通知書

住 所
申請者 企 業 名
代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のありました補助金については、審査の結果、交付しないことと決定しましたので、特定非営利活動法人ミライビジネスいずも新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

特定非営利活動法人
ミライビジネスいずも 理事長 印

補助年度	年度	補助金の名称	新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金
補助事業名称			
不交付決定の理由			

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金
事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

特定非営利活動法人ミライビジネスいずも
理事長 様

住 所
申請者 企 業 名
代表者氏名

特定非営利活動法人ミライビジネスいずも新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

交付決定年月日	年 月 日	交 付 番 号	年 度 第 号
補 助 金 名 称	新事業展開モデル事業補助金		
補 助 事 業 名 称			
変 更 前 補 助 事 業 内 容 ・ 補 助 金 額	補 助 事 業 内 容		
	補 助 金 額		
変 更 後 補 助 事 業 内 容 ・ 補 助 金 額	補 助 事 業 内 容		
	補 助 金 額		
変 更（中 止・廃 止） 理 由			
変 更（中 止・廃 止） 年 月 日	年 月 日（予定）		
添 付 書 類	1 変更事業計画書（様式第7号） 2 変更収支予算書（様式第8号） 3 変更実施設計書 4 その他		

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金
変更（中止・廃止）事業計画書

事業名称	事業名称	
変更前	事業期間	開始：令和 年（ ） 月 日
		終了：令和 年（ ） 月 日
	事業内容	
	補助金額	
変更後	事業期間	
	事業内容	
補助金額		

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金 変更収支予算書

[収入内訳]

(単位：円)

区 分	金 額	
	変 更 前	変 更 後
自己資金		
新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金	(a)	
合 計	(b)	

[支出内訳]

(単位：円)

経 費 詳 細	変 更 前			変 更 後		
	積算明細		金 額	積算明細		金 額
	数量	単価		数量	単価	
合 計			(b)			
補 助 金 額			(a)			

- (注) 1 収入合計と支出合計とが一致するように記入すること。
 2 補助金額は、経費区分ごとの補助対象経費の合計金額となる。
 ただし、上限額は100万円とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
 3 補助対象経費については、見積書等の積算根拠資料を添付すること。

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金 実績報告書

年 月 日

特定非営利活動法人ミライビジネスいずも

理事長 様

住 所

補助事業者者 企 業 名

代表者氏名

特定非営利活動法人ミライビジネスいずも新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定年月日	年 月 日	交 付 番 号	年 度 第 号
補 助 金 名 称	新事業展開モデル事業補助金		
補 助 事 業 名 称			
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
補 助 事 業 等 の 経 過 及 び 内 容			
補 助 事 業 等 の 経 費 精 算 額			
補 助 金 等 の 交 付 決 定 通 知 額			
補 助 金 等 の 既 交 付 額			
添 付 書 類	1 事業報告書（様式第10号） 2 収支決算書（様式第11号） 3 その他事業実施内容が分かる書類		

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金 事業報告書

事業名称		
事業期間	開始： 令和 年（ ） 月 日	
	終了： 令和 年（ ） 月 日	
事業実施内容		
事業実施 スケジュール	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
今後の展開		

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金 収支決算書

[収入内訳]

(単位：円)

区 分	決 算 額	予 算 額
自己資金		
新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金	(a)	(b)
合 計	(c)	(d)

[支出内訳]

(単位：円)

経 費 詳 細	決 算 額			予 算 額		
	積算明細		金額	積算明細		金額
	数量	単価		数量	単価	
			(c)			(d)
合 計			(c)			(d)
合 計			(a)			(b)

- (注) 1 収入合計と支出合計とが一致するように記入すること。
 2 補助金額は、経費区分ごとの補助対象経費の合計金額となる。
 ただし、上限額は100万円とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
 3 補助対象経費については、見積書等の積算根拠資料を添付すること。

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金 補助金確定通知書

年 月 日

住 所
 補助事業者者 企 業 名
 代表者氏名 様

年 月 日付けで実績報告のありました補助事業については、次のとおり補助金等の額を確定しましたので、特定非営利活動法人ミライビジネスいずも新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

特定非営利活動法人
 ミライビジネスいずも 理事長 印

交付決定年月日	年 月 日	交付番号	年度第 号
補助金名称	新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金		
補助事業名称			
補助金額の 交付決定通知額	円		
補助事業の 経費生産額	円		
補 助 率			
補助金の 交付確定額	円		
(交付決定通知額) - (交付確定額)		円	

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金 補助金交付請求書

年 月 日

特定非営利活動法人ミライビジネスいずも
理事長 様

住 所
補助事業者者 企 業 名
代表者氏名

特定非営利活動法人ミライビジネスいずも新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

交付決定年月日	年 月 日	交付番号	年度第 号
補助金名称	新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金		
補助事業名称			
補助金額	交付決定通知額		円
	交付確定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付		円
	年 月 日交付		円
	年 月 日交付		円
	計		円
今回交付請求額			円
未交付額			円
振 込 先	金融機関名		支店名 支店
	口座種目	当 座 ・ 普 通	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		
添付書類	1 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し 2 請求額内訳書		

新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金 補助金返還通知書

年 月 日

住 所

補助事業者 氏名又は団体名

及び代表者氏名 様

特定非営利活動法人ミライビジネスいずも

理事長 ⑨

特定非営利活動法人ミライビジネスいずも新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金
等交付要綱第17条の規定により、次のとおり返還を通知する。

補助金名称	新事業展開（DX・ビジネスチャレンジ）モデル事業補助金		
補助事業の名称			
返還すべき金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定年月日	年 月 日	交付番号	年度第 号
補助金等の 交付決定通知額			
補助金等の既交付額	年 月 日交付		円
	年 月 日交付		円
	年 月 日交付		円
	計		円
補助金等の 交付確定額	円		